

琵琶湖疏水記念館「そすいカフェ」運営事業者募集標準仕様書

1 業務名

琵琶湖疏水記念館「そすいカフェ」運営業務

2 業務の目的

琵琶湖疏水記念館（以下「記念館」という。）は、京都市が琵琶湖疏水竣工100周年を記念して、疏水の意義を多くの方に伝え、先人の偉業を顕彰するとともに、将来に向かって発展する京都の活力の源となることを願って、市民の協力のもと、平成元年8月に開館した施設である。

令和2年度に、文化観光推進法に基づく「琵琶湖疏水記念館を中核とする文化観光拠点計画」が国に認定されたことを契機に、記念館を琵琶湖疏水フィールドミュージアムの拠点として位置付けるとともに、周辺観光の拠点化、日本遺産事業との相乗効果を図ることとしている。

また、記念館の視認性向上や親しみやすい環境づくりに向け、改修を通して、賑わい空間を創出するとともに、ICTも活用した観光案内機能の強化を行い、記念館が岡崎・蹴上の両地区の周遊性向上に寄与することも目指している。

本業務では、記念館を起点として賑わいを創出し、同館が位置する蹴上・岡崎エリアの活性化及び琵琶湖疏水のさらなる魅力発信を目的に、令和5年3月1日に設置した「そすいカフェ」の運営を行うこととしており、本業務を実施する事業者を、プロポーザル方式により選定する。

※ 「琵琶湖疏水記念館を中核とする文化観光拠点計画」の詳細は次のとおり（記念館の来館者数の推移、今後の目標値などの基礎情報も記載あり）

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/bunkakanko/pdf/92656701_30.pdf

3 使用場所

(1) 名称

そすいカフェ

(2) 場所

琵琶湖疏水記念館（京都市左京区南禅寺草川町17番地） 地階テラス

(3) 平面図

別紙のとおり

(4) 使用可能設備

別紙のとおり

4 期間

令和7年3月25日（火）から令和8年3月1日（日）まで

※ 上記の期間内から、カフェの営業を行う期間（以下「営業期間」という。）を提案すること。なお、営業期間中であっても、6の記念館の休館日はカフェを休業すること。営業期間と最低使用料についての考え方は下記表の通り。

※ 設営及び撤去は京都市上下水道局総務部総務課（以下「当局」）との協議により、上記以外の期間で実施することができる。

提案する営業期間の例	最低使用料の考え方
3月26日～4月25日（31日間）	営業期間が連続した1か月となるため、最低使用料は日額2,000円。
3月26日～4月25日（31日間）と 11月1日～11月20日（20日間）	3月26日～4月25日の期間は営業期間が連続した1か月となるため、最低使用料は日額2,000円。 11月1日～11月20日の期間は連続した1か月以上の期間に満たないため、最低使用料は日額3,200円。

5 営業時間

原則、記念館の開館1時間後から閉館1時間前まで。

なお、準備・撤収は記念館の開館時間内に行うこと。

6 記念館の休館日

毎週月曜日（月曜日が祝日・休日の場合は翌平日休館）

※ 災害その他やむを得ない事情により、上記以外の日にも記念館を休館とする場合がある。

7 業務内容

「そすいカフェ」の運営を行うこと。

(1) カフェの営業（飲食物等の提供）

※メニュー例：コーヒー、ジュース、ビール、ワイン、日本酒、カレー、ハンバーガー
ホットドッグ、サンドウィッチ、アイスクリーム、かき氷 等

(2) カフェの営業等に必要な物品（店舗装飾、販売レジ、その他本業務実施に必要な物品の設置など）等の調達及び作製、人員確保

(3) 運営上必要な啓発物品であるチラシ、看板、メニュー表などの作製

（デザインの制作にあたり、当局が著作権を有する画像及び素材等が必要な場合は、協議のうえ当局が支給する。）

(4) 営業中の店舗における安全対策

(5) 各日の営業終了後の撤収作業、ごみ処理及び清掃

(6) 運営に際しての保健所や消防署等への必要な各種申請書類の作成及び提出

(7) 運営期間終了後のカフェスペースの原状回復

8 実施に係る条件

(1) 営業期間であっても、災害その他やむを得ない事情により、記念館を休館とした場合は、営業を中止すること。その際に生じる業務や損害については、当局は負担しない。

(2) カフェスペース内で本格的に食材を加工すること（煮る、焼く等）はできない。調理済みのものの再加熱（温めなおし）については可能であるが、火気の使用は認めない。

(3) カフェスペース内に給排水設備を備えていないため、給水については、必要に応じて持参、若しくは当局職員又は記念館職員が指示する場所で行うこと。また、排水については、タンク等に一時的に保管し、当局職員又は記念館職員が指示する適切な場所へ廃棄すること。

(4) 3(4)の使用可能設備のほかに、飲食物の提供に必要な備品（什器等）がある場合は事業者が準備す

ること。

- (5) 建物や設備等の変更や増強は認めない。
- (6) 運営期間中のカフェに関する清掃・維持管理は事業者の負担で行うこと。
- (7) 事業実施の際に生じた破損等については、実施事業者の負担で原状回復すること。その際の修復方法については、当局の指示に従うこと。
- (8) 市有財産使用許可を受けた以外の期間については、速やかに設置物の撤収を行うこと。
- (9) 実施事業により生じるごみについては、当日のうちに持ち帰り、処分すること。
- (10) 電気料金については使用量に応じた額を負担すること（カフェスペース内にあらかじめ設置しているメーターの指示値を基に算出）。
- (11) 駐車スペースについては記念館において、営業期間中並びに設営及び撤去等に必要な期間（「5 営業時間」に記載の記念館の開館時間に限る）、記念館の運営に影響がない範囲において別紙に示す位置を利用可能とする。それ以外については、事業者の負担において近隣の駐車場等を利用すること。
- (12) 飲食物の提供に係る必要な許認可申請等は、事業者の責任及び負担により行うこと。

9 提案書に盛り込む内容

- (1) カフェの運営の企画（カフェの名称、営業期間、提供メニュー及び価格含む）並びに運営方法
 - ※ カフェの名称には「そすいカフェ」の字句を使用すること。（例：「そすいカフェ by ○○」 等）
- (2) 本業務を遂行するための体制
- (3) 収支計画
- (4) 集客促進の取組提案
- (5) 使用料（売上歩合（%））についても提案する場合は、その旨も記載）

10 提出物

受託事業者は、当局が指示する様式及び内容を具備した書類等を、契約後速やかに提出すること。

- (1) 市有財産使用許可申請書
- (2) 物品借受申込書

11 その他

- (1) 本仕様書に記載のない事項又は仕様書に疑義が生じた場合は、当局と協議し、その決定に従うこと。
- (2) 営業期間は、4 の期間の範囲において、当局との協議により延長できるものとする。延長した期間の使用料は、当局の計算に基づき算定した金額を請求するものとする。
- (3) 当局から受託事業者に対し、カフェ利用状況（利用者数、売上 等）についての報告を求めることができるものとする。